

## 実績目標(小) 1-5 : 国際化への取組

<p><b>上記目標の概要</b></p>	<p>経済取引のグローバル化・デジタル化の進展により新たな取引形態が拡大する中で、一つの所得に対して複数の国が課税する二重課税の問題や、各国の税制の違い等を利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避への対応が、各国税務当局が取り組むべき課題となっています。</p> <p>このため、租税条約等に基づく相互協議（用語集参照）を実施して二重課税問題の解決を図るとともに、情報交換の円滑な実施等により、国際的な税務上のコンプライアンスの維持・向上を図ります。</p> <p>また、外国税務当局と知見の共有を図り、協力関係を強化することにより、租税回避等の問題に対応します。</p> <p><b>(上記目標を達成するための施策)</b></p> <p>実1-5-1 : 税務当局間の要請に基づく情報交換  実1-5-2 : 共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施  実1-5-3 : 国別報告事項（CbCR）の情報交換の的確な実施  実1-5-4 : 相互協議事案の適切・迅速な処理  実1-5-5 : 外国税務当局との知見の共有  実1-5-6 : 開発途上国に対する技術協力</p>
<p><b>実績目標(小) 1-5 についての評価結果</b></p>	
<p><b>実績目標についての評定</b></p>	<p><b>「A 相当程度進展あり」</b></p>
<p><b>評定の理由</b></p>	<p>施策「実1-5-1」、「実1-5-2」、「実1-5-3」、「実1-5-4」及び「実1-5-5」の評定は「s 目標達成」でしたが、「実1-5-6」の評定が「a 相当程度進展あり」であったことから、「A 相当程度進展あり」としました。</p> <p>なお、各施策の評定の詳細については、後述のとおりです。</p>
<p><b>実績の分析</b></p>	<p><b>(必要性・有効性・効率性等)</b></p> <p>国際的な二重課税・租税回避行為（税源浸食と利益移転（BEPS）（用語集参照））等の問題に対応するため、租税条約等に基づく相互協議・情報交換を実施すること、また、開発途上国に対する技術協力（用語集参照）を含め、各国税務当局との経験の共有を図ることは、重要な取組です。</p> <p>令和3事務年度においては、相互協議・情報交換に適切かつ積極的に取り組んだほか、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の整備等のため、国際会議に積極的に参加し、また、開発途上国への技術協力にも積極的に取り組みました。</p>

<b>施策</b>	<b>実1-5-1：税務当局間の要請に基づく情報交換</b>						
<b>測定指標 (定量的な指標)</b>	[主要]実1-5-1-A-1：情報提供要請に対する90日以内の対応 (単位：%)						
	事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
	目標値	100	100	100	100	100	○
	実績値	100	100	100	100	100	
	<p>(出所) 長官官房国際業務課調  (注) 数値は、外国税務当局からの情報提供要請の件数のうち、要請された情報の提供又は提供に向けた進捗状況の通知を90日以内に行った件数の割合です。</p> <p>(目標値の設定の根拠)  外国税務当局からの情報提供要請への対応が的確・迅速に行われているかを測定するため、90日以内の対応割合を指標として設定しています。目標値は、「税の透明性と情報交換に関するグローバルフォーラム」において、「外国税務当局からの情報提供要請に対して、要請を受けた日から90日以内に、要請された情報の提供又は進捗状況を通知する」とされていることを踏まえ、100%としています。</p> <p>なお、90日以内に「情報の提供」が困難な場合には、「提供に向けた進捗状況の通知」を行うことで、相手国との良好なコミュニケーションが維持されることとなります。</p> <p>(目標の達成度の判定理由)  外国税務当局からの要請に対する迅速な対応について、会議や研修等を通じて職員への周知を図り、迅速かつ的確な情報交換の実施に取り組みました。</p> <p>その結果、各事案の困難性・複雑性により回答に要する期間は異なりますが、いずれの事案についても、外国税務当局から要請を受けた日から90日以内に要請された情報の提供又は進捗状況の通知を行ったことから、達成度は「○」としました。</p>						
<b>施策についての評価</b>		s 目標達成					
<b>評価の理由</b>	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。						

実1-5-1に係る参考情報

参考指標 1：租税条約等に基づく情報交換件数 (単位：件)

事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
情報交換件数	830,582	1,026,957	1,030,353	822,243	867,918
うち個別事案について 外国に要請したもの	766	825	613	638	639
うち個別事案について 外国から要請されたもの	137	191	233	251	128

(出所) 長官官房国際業務課調

(注) 共通報告基準(CRS)に基づく金融口座情報及び国別報告事項(CbCR)(用語集参照)の情報交換件数は除いています。

<b>施策</b>	<b>実1-5-2：共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施</b>		
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	[主要]実1-5-2-B-1：共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施		
	<b>目標</b>	<p>租税回避等の問題に対応していくため、外国税務当局との協力関係を強化し、CRSに基づく金融口座情報の情報交換を的確に実施します。</p> <p>（目標の設定の根拠） 外国税務当局との協力関係を強化し、CRSに基づく金融口座情報の情報交換を円滑かつ的確に実施することは、租税回避等の問題に的確に対応するために重要であることから、目標として設定しています。</p>	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>（実績） 外国税務当局との間でCRSに基づく金融口座情報の情報交換を的確に実施するとともに、実施の過程において生じた問題については、OECD会議など多国間又は二国間でのコミュニケーションを通じて解決し、より効率的な情報交換の実施に向けた協調関係を構築しました。 また、国内金融機関等から確実にCRSに基づく金融口座情報の報告を受領するため、制度の広報や、技術的な問題に関する相談対応などを行い、円滑に報告を受領しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） CRSに基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施に向けて、外国税務当局との協調関係の構築や、国内金融機関等への制度周知等に積極的に取り組みました。 この結果、令和3事務年度には、日本の居住者に係る金融口座情報2,500,664件を94か国・地域から受領した一方、日本の非居住者に係る金融口座情報651,794件を77か国・地域に提供しました。 このように、CRSに基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施に取り組んだことから、達成度は「○」としました。 今後も状況に応じた的確な実施に取り組んでまいります。</p>	○
<b>施策についての評定</b>	s 目標達成		
<b>評定の理由</b>	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

実1-5-2に係る参考情報

参考指標 1：共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の交換件数

（単位：国・地域、件）

事務年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度
提供	国・地域数	58	65	70	77
	交換件数	90,155	473,699	650,558	651,794
受領	国・地域数	74	86	87	94
	交換件数	744,986	2,058,777	1,906,896	2,500,664

（出所）長官官房国際業務課調

施策	実1-5-3：国別報告事項（CbCR）の情報交換の的確な実施	
測定指標（定性的な指標）	[主要]実1-5-3-B-1：国別報告事項（CbCR）の情報交換の的確な実施	
	目標	<p>多国籍企業によるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対して、移転価格税制等を適切に運用するため、多国籍企業グループの国・地域ごとの活動実態に係る情報を各国税務当局間で共有し、CbCRの情報交換を的確に実施します。</p> <p>（目標の設定の根拠）</p> <p>CbCRの情報交換は、BEPS報告書（用語集参照）の勧告により円滑な実施が求められており、この情報交換を的確に実施することは、外国税務当局との協力関係を強化することになります。また、多国籍企業グループの国・地域ごとの活動実態を各国税務当局間で共有することは、多国籍企業によるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対する移転価格税制の適切な運用のために重要であることから、目標として設定しています。</p>
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績）</p> <p>外国税務当局との間で、CbCRの情報交換を的確に実施するとともに、実施の過程において生じた問題については、OECD会議など多国間又は二国間でのコミュニケーションを通じて解決し、より効率的な情報交換の実施に向けた協調関係を構築しました。</p> <p>また、多国籍企業グループから確実にCbCRを受領するため、制度の広報や、技術的な問題に関する相談対応などを行い、円滑に報告を受領しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由）</p> <p>CbCRの情報交換の的確な実施のため、外国税務当局との協調関係の構築や、多国籍企業グループ等への制度周知等に積極的に取り組みました。</p> <p>この結果、令和3事務年度には、外国所在の多国籍企業（最終親会社）2,246グループ分のCbCRを53か国・地域から受領した一方、日</p>

○

	<p>本所在の多国籍企業（最終親会社）901グループ分のC b C Rを60か国・地域に提供しました。</p> <p>このように、C b C Rの情報交換の的確な実施に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p> <p>今後も状況に応じた的確な実施に取り組んでまいります。</p>
<b>施策についての評定</b>	s 目標達成
<b>評定の理由</b>	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。

実1-5-3に係る参考情報

参考指標 1：国別報告事項（C b C R）の情報交換件数

（単位：国・地域、グループ）

事務年度		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度
提供	国・地域数	51	52	57	60
	グループ数	831	844	898	901
受領	国・地域数	42	44	53	53
	グループ数	2,100	1,751	2,186	2,246

（出所）長官官房国際業務課調

<b>施策</b>	<b>実1-5-4：相互協議事案の適切・迅速な処理</b>		
<b>測定指標（定性的な指標）</b>	[主要]実1-5-4-B-1：相互協議事案の適切・迅速な処理		
	<b>目標</b>	<p>相互協議事案を適切・迅速に処理するため、機動的かつ円滑な協議の実施に取り組みます。</p> <p>（目標の設定の根拠） 外国税務当局との間で機動的かつ円滑な相互協議を実施することは、国際的な二重課税の問題に対処するために重要であることから、目標として設定しています。</p>	<b>達成度</b>
	<b>実績及び目標の達成度の判定理由</b>	<p>（実績） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、対面協議の開催が困難化した中であっても、Web会議システムやその他の通信手段の積極的な活用により、相手国における感染状況の影響を受けて相互協議の実施が困難であった場合を除き、多くの国との間で機動的かつ効率的な相互協議を実施しました。</p> <p>また、新興国に対しては、協議の機会を捉えて、国際的な課税ルールの浸透を図るとともに、建設的な議論が行われることで事案処理が促進されるよう、相互協議の手続や進め方に関する知識やベストプラクティスを共有し、協議の進捗に努めました。</p>	○

	(目標の達成度の判定理由) 相互協議の適切かつ迅速な処理に向けて積極的に取り組んだことから、達成度は「○」としました。	
<b>施策についての評価</b>	s 目標達成	
<b>評価の理由</b>	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。	

#### 実1-5-4に係る参考情報

##### 参考指標 1：相互協議事案の処理状況 (単位：件)

事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
発生	内166 206	内163 219	内148 200	内146 185	内188 246
処理	内122 166	内146 187	内145 186	内122 155	内130 186
繰越	内387 496	内404 528	内407 542	内431 572	内489 632

(出所) 長官官房相互協議室調

(注) 内書きは、事前確認(用語集参照)事案に係る件数を示します。

##### 参考指標 2：OECD非加盟国との相互協議事案の処理状況 (単位：件)

事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
発生	内44 76	内45 89	内43 71	内34 41	内49 76
処理	内23 54	内23 44	内30 59	内20 42	内33 59
繰越	内124 200	内146 245	内159 257	内173 256	内189 273

(出所) 長官官房相互協議室調

(注) 内書きは、事前確認事案に係る件数を示します。

##### 参考指標 3：相互協議事案の平均的処理期間 (単位：月)

事務年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
処理期間	内30.7 29.9	内34.5 34.1	内30.7 29.4	内29.2 30.3	内31.6 31.6

(出所) 長官官房相互協議室調

(注) 内書きは、事前確認事案に係る期間を示します。

施策	実1-5-5：外国税務当局との知見の共有		
測定指標（定性的な指標）	[主要]実1-5-5-B-1：外国税務当局との知見の共有		
	目標	<p>各国共通の税務執行上の諸問題について、多国間会合及び二国間会合を通じて、外国税務当局との間で知見の共有を図ります。</p> <p>（目標の設定の根拠） 各国税務当局が共通して抱える諸問題について知見の共有を図ることは、国際課税等に関する問題解決のために重要であることから、目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） OECD等の国際会議へ積極的に参画し、2つの柱（用語集参照）からなる経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応に執行の観点から貢献したほか、OECD税務長官会議（FTA）（用語集参照）関連会合等において、税務行政のデジタル化、新型コロナウイルス感染症を経た税務行政等について各国税務当局と経験の共有を図るとともに、開発途上国への技術支援、及び税源浸食と利益移転（BEPS）対策の着実な実施や税分野における協調的な関係の強化等に取り組みました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 国際会議への参画を通じ、国際課税に関する各国共通の執行上の指針（OECD移転価格ガイドライン（用語集参照）等）の整備に引き続き貢献しました。また、BEPS対策の実施、2つの柱からなる経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応、税の安定性の向上、開発途上国への技術支援等の各国共通の問題に関し、OECD関連会議（オンライン形式での参加を含む。）やアジア税務長官会合（SGATAR）（用語集参照）（国税庁ホストでオンライン形式により開催）等の多国間会合、SGATAR研修（オンライン形式で開催）等を通じて、知見の共有や問題解決に取り組み、各国税務当局との協力強化に努めました。 このように、各国税務当局に共通する諸問題に関して知見の共有を図り、その解決に取り組んだことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		



実1-5-5に係る参考情報

参考指標 1：税務当局間の主な国際会議

会議名	検討状況
<p>アジア税務長官会合 (SGATAR) (令和3年11月開催)</p>	<p>国税庁ホストでオンライン形式により開催され、アジア太平洋地域の税務当局の長官クラスが参加し、税務行政のデジタル化に係る取組、徴収共助に関する取組、又はそれぞれの国・地域における税務行政に関する最近の動向について説明が行われたほか、SGATAR加盟国・地域の職員のための技術支援に関する国際機関との連携等について議論が行われました。</p>
<p>OECD税務長官会議 (FTA) 関連会議 (令和3年12月、令和4年5月開催)</p>	<p>令和3年12月にFTA参加国全体による本会合がオンライン形式で開催され、参加国の税務当局の長官が参加しました。本会合では、国際課税ルールに関する新たな合意の実施に向けた執行上の課題や、税務行政のデジタル化への継続的な取組、新型コロナウイルス感染症拡大後の各国税務当局の対応について議論が行われました。</p> <p>また、令和4年5月に、フランスにおいて、日本を含む主要な参加国の税務当局の長官が参加する、FTAの運営部会であるビューロ会合が開催され、FTA全体の活動方針や令和4年の本会合の議題等について議論がなされました。</p>
<p>SGATAR研修 (令和4年3月開催)</p>	<p>国税庁・アジア開発銀行・OECDグローバルフォーラム共催でオンライン形式により開催され、アジア太平洋地域の税務当局実務者クラスが約160名参加し、国際機関職員のほか国税庁の職員も講師を務め、租税条約に基づく情報交換及び徴収共助に関する研修が行われました。</p>

(出所) 長官官房国際業務課調



施策	実1-5-6：開発途上国に対する技術協力						
測定指標（定量的な指標）	[主要]実1-5-6-A-1：開発途上国に対する技術協力の満足度（受入研修）						（単位：％）
	会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度
	目標値	95	95	95	95	95	○
	実績値	100	99.2	100	95.5	93.3	
	<p>（出所）長官官房国際業務課、税務大学校調  （注1）数値は、研修受講者に対して実施したアンケート調査において、研修内容の有用性について、「良い」から「悪い」の5段階評価で、上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。  なお、アンケート調査の概要については、P.165に記載しています。  （注2）令和2年度以降、オンライン形式による研修も含まれます。</p>						
	<p>（目標値の設定の根拠）  開発途上国に対する技術協力として実施した受入研修の満足度を測定するため、研修受講者に対するアンケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等によりリモートで対応を行った場合の影響度合いが不明瞭なことから、令和2事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。</p>						
	<p>（目標の達成度の判定期間）  開発途上国における税務行政の改善・向上のため、開発途上国の税務職員に対して講義・視察を実施しました。</p>						
	<p>受入研修には複数国を対象とするものと特定の1か国を対象とするものがありますが、研修に当たっては、開発途上国側のニーズを踏まえるだけでなく、その税務行政の現状や問題点も把握した上で、講義内容の決定や研修教材の作成を行いました。また、研修分野について十分な知識・経験を有する職員を講師とするなど、技術協力がそれぞれの開発途上国の税務行政の改善に有用なものとなるよう努めました。</p>						
	<p>これらの支援は、アジア諸国を中心とした税務当局との協力関係の強化及びそれら諸国の投資環境の改善に資するものです。</p>						
	<p>令和3年度は、前年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で外国からの研修員の受入れが困難でしたが、eラーニングやオンライン視察も取り入れるなど、オンラインを活用し、できる限り研修を実施しました。その結果、前年度に実施できなかった「国際税務行政（一般）」、「国際税務行政（上級）」及び「アジア国際課税」の研修も実施し、参加国・人数が令和2年度の8国・24名から40国・180名と大幅に増加しました。一方で、研修受講者の意見を見ると、日本現地の視察を含む対面での研修を望む声もあり、技術協力の満足度は対前年比2.2ポイント減少（93.3％）し、目標値（95％）を僅差で下回りました。</p>						
<p>目標達成には至らなかったものの、外国からの研修員の日本への受入れが困難となったのは新型コロナウイルス感染症の影響というやむを得ない事情によるものであること、また、国境をまたぐ人の往来が困難な状況においても、各国税務当局との関係強化やそれら諸国の投資環境改善のため、オンラインを積極的に活用するなどし、開発途上国に対する技術協力に取り組んだことなどを総合的に勘案して、達成度は「○」としました。</p>							
[主要]実1-5-6-A-2：開発途上国に対する技術協力の満足度（職員派遣）						（単位：％）	
会計年度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	達成度	
目標値	90	90	90	90	90	○	
実績値	91.5	95.0	94.5	89.2	93.9		
<p>（出所）長官官房国際業務課、税務大学校調  （注1）数値は、研修受講者に対して実施したアンケート調査において、研修内容の有用性について、「良い」から「悪い」の5段階評価で、上位評価（「良い」又は「やや良い」）を得た割合です。</p>							

<b>測定指標 (定量的な指標)</b>	<p>なお、アンケート調査の概要については、P.165に記載しています。 (注2) 令和2年度以降、オンライン形式による研修も含まれます。</p> <p><b>(目標値の設定の根拠)</b> 開発途上国に対する技術協力として派遣した講師に対する研修受講者の満足度を測定するため、アンケート調査の結果を指標として設定しています。目標値は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等によりリモートで対応を行った場合の影響度合いが不明瞭なことから、令和2事務年度計画の目標値を引き続き設定しました。</p> <p><b>(目標の達成度の判定理由)</b> 開発途上国における税務行政の改善・向上のため、納税者管理及び無申告者の把握、資料情報収集、税務コンプライアンスに関する取組等の分野について、開発途上国の税務職員に対して講義を実施しました。 令和3年度は、前年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で海外への講師派遣が困難でしたが、オンラインを活用するなどして、できる限り研修を実施しました。 研修に当たっては、開発途上国側のニーズを踏まえるだけでなく、その税務行政の現状や問題点も把握した上で、講義内容の決定や研修教材の作成を行いました。また、研修分野について十分な知識・経験を有する職員を講師とするなど、技術協力がそれぞれの開発途上国の税務行政の改善に有用なものとなるよう努めました。 これらの支援を通じて、アジア諸国を中心とした税務当局との協力関係が強化されたほか、それら諸国の投資環境の改善にも貢献しました。 こうした取組の結果、満足度は93.9%となり、実績値が目標値を上回ったことから、達成度は「○」としました。</p>	
	<b>施策についての評価</b>	a 相当程度進展あり
<b>評価の理由</b>	<p>全ての測定指標の達成度を「○」としましたが、実績値が目標値を下回った「実1-5-6-A-1」については、やむを得ない事情や取組状況を総合的に勘案して「○」としていることから、本施策の評価は「s 目標達成」ではなく「a 相当程度進展あり」としました。</p>	

実1-5-6に係る参考情報

参考指標 1：開発途上国に対する技術協力

①受入研修

(単位：国、人)

会計年度		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
国際税務行政 (一般)	国数	15	14	16	-	14
	人数	15	14	16	-	14
国際税務行政 (上級)	国数	9	9	11	-	10
	人数	9	9	11	-	10
国税庁実務研修	国数	11	11	12	7	8
	人数	15	17	15	9	9
アジア国際課税	国数	6	5	7	-	6
	人数	12	7	7	-	11
国別研修	国数	4	6	3	1	2
	人数	79	86	32	15	136
合 計	国数	45	45	49	8	40
	人数	130	133	81	24	180

(出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調

(注1) 「合計(国数・人数)」は、延べ数となります。

(注2) 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、上記研修について、一部の講義を除き、オンラインで講義などを行いました。

②職員派遣

(単位：国、人)

会計年度		平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
短期のもの	派遣国数	5	5	5	2	2
	派遣人数	17	16	13	3	8
長期のもの (1年以上)	派遣国数	5	5	4	4	4
	派遣人数	5	5	4	4	4
合 計	派遣国数	10	10	9	6	6
	派遣人数	22	21	17	7	12

(出所) 長官官房国際業務課、税務大学校調

(注1) 「合計(派遣国数・派遣人数)」は、延べ数となります。

(注2) 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、短期派遣について、オンライン講義などを行いました。

評価結果の反映

以下のとおり、上記の施策を引き続き実施します。

(実1-5-1：税務当局間の要請に基づく情報交換)

租税条約等に基づく情報交換を積極的に実施し、外国税務当局から必要な情報を入手することにより、海外取引を把握・解明して適正な課税を行うとともに、外国税務当局からの情報提供要請に対して迅速かつ的確に対応します。

<p><b>(実1-5-2：共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施)</b> 租税回避等の問題に対応していくため、各国税務当局との協力関係を強化し、CRSに基づく金融口座情報の情報交換を的確に実施します。</p> <p><b>(実1-5-3：国別報告事項（CbCR）の情報交換の的確な実施)</b> 多国籍企業グループによるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対する移転価格税制の適切な運用のため、CbCRの情報交換を的確に実施します。</p> <p><b>(実1-5-4：相互協議事案の適切・迅速な処理)</b> 協議相手国の税務当局と連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に努めるとともに、税務当局間の会議等の機会も通じて関係の構築を図り、相互協議の適切・迅速な処理に取り組みます。</p> <p><b>(実1-5-5：外国税務当局との知見の共有)</b> 国際会議への参加を通じ、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の整備等に貢献するとともに、各国税務当局との知見の共有を図ります。</p> <p><b>(実1-5-6：開発途上国に対する技術協力)</b> 各国税務当局との関係強化、また、投資環境改善のため、開発途上国に対し、税務行政上の諸問題に関する知識・経験等の技術協力を実施します。</p>
--

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

実績目標に関連する施政方針演説等内閣の主な重要政策	該当なし
---------------------------	------

実績評価を行う過程において使用した資料その他の情報	国税庁レポート2022（令和4年6月国税庁）
---------------------------	------------------------

前事務年度実績評価結果の施策への反映状況	<p><b>(実1-5-1：税務当局間の要請に基づく情報交換)</b> 租税条約等に基づく情報交換を積極的に実施し、外国税務当局から必要な情報を入手することにより、海外取引を把握・解明して適正な課税を行うとともに、外国税務当局からの情報提供要請に対して迅速かつ的確に対応しました。</p> <p><b>(実1-5-2：共通報告基準（CRS）に基づく金融口座情報の情報交換の的確な実施)</b> 租税回避等の問題に対応していくため、各国税務当局との協力関係を強化し、CRSに基づく金融口座情報の情報交換を的確に実施しました。</p> <p><b>(実1-5-3：国別報告事項（CbCR）の情報交換の的確な実施)</b> 多国籍企業グループによるグループ内取引を通じた所得の海外移転に対する移転価格税制の適切な運用のため、CbCRの情報交換を的確に実施しました。</p> <p><b>(実1-5-4：相互協議事案の適切・迅速な処理)</b> 協議相手国の税務当局と連絡を密にし、機動的かつ円滑な協議の実施に努めるとともに、税務当局間の会議等の機会も通じて関係の構築を図り、相互協議の適切・迅速な処理に努めました。</p> <p><b>(実1-5-5：外国税務当局との知見の共有)</b> 国際会議への参加を通じ、国際課税に関する各国共通の執行上の指針の整備等</p>
----------------------	---

	<p>に貢献するとともに、各国税務当局との知見の共有を図りました。</p> <p><b>(実1-5-6：開発途上国に対する技術協力)</b></p> <p>各国税務当局との関係強化、また、投資環境改善のため、開発途上国に対し、税務行政上の諸問題に関する知識・経験等の技術協力を実施しました。</p>		
<p><b>担当部局名</b></p>	<p>長官官房（国際業務課、相互協議室）、調査査察部（調査課）、税務大学校</p>	<p><b>実績評価実施時期</b></p>	<p>令和4年10月</p>